

令和3年

第11回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時 令和3年6月25日（金）
開会 14時00分 閉会 15時02分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報告

- (1) 本県公立高等学校就職状況について
- (2) 公益財団法人福岡県スポーツ振興センター経営状況について
- (3) 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団経営状況について

2 議事

第23号議案 福岡県指定文化財の指定について

【内 容】

1 出席者

教育長：吉田法稔

委員：宮本美代子、前田恵理、木下比奈子、堤康博、久保竜二

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 寺崎雅巳、教育監 合屋伸一、教育総務部長 上田哲子、
教育振興部長 松永一雄、総務企画課長 池松峰男、高校教育課長 井手優二、体育ス
ポーツ健康課長 鶴英樹、社会教育課長 中嶋健一 外

4 傍聴者等数

1名

5 議事録

【吉田教育長】

本日の会議は、まん延防止等重点措置が出されている状況と、今回の議題が公開の案件のみであることを考慮し、ウェブ会議にて開催することといたします。

それでは、ただ今から第11回教育委員会会議定例会を開催します。

傍聴人に申し上げます。受付で配布された「傍聴人の留意事項」を遵守していただき、会議進行の妨げにならないよう御協力ください。

本日の案件でございますが、お手許に配布している資料のとおりです。

それでは審議に入る前に、非公開発議の有無を確認します。

本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

<発議なし>

【吉田教育長】

ないようですので、以上で、非公開発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、すべて公開で審議することといたします。

それでは、報告（１）「本県公立高等学校就職状況について」を井手高校教育課長、お願いします。

○報告（１） 本県公立高等学校就職状況について

【井手高校教育課長】

それでは御説明いたします。

<井手高校教育課長が資料に沿って説明>

【井手高校教育課長】

説明は以上でございます。

【吉田教育長】

それでは本案件について御意見や御質問をお願いいたします。

【宮本委員】

普通科の未決定者が３０人ということなんですが、地域によって未決定者に偏りがあるのでしょうか。

【井手高校教育課長】

今、未決定者が３１校で４１人おまして、これは全体的に見て地区別の偏りというものは特にございませぬ。普通科についても同じような状況でございます。

【吉田教育長】

他にございませぬか。

【堤委員】

就職決定率は、コロナの状況の中でも非常に高いのですが、希望したところに就職できているかについては、何か変化があれば教えてください。

【井手高校教育課長】

個々の生徒の希望がどのくらい叶えられているかについては、高校教育課において把握しておりません。しかし、例年より求人自体が全体で2割程度低かったため、今のご指摘のような懸念が考えられます。ところが、この高い率の背景には、2割程度の求人の減少がありましたが、幸いにも各学校からみるとまだまだ余裕があるくらいの求人がありましたので、無理矢理希望外のところに押し込んでいるような深刻な状況ではないと認識しております。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【前田委員】

コロナ禍で非常に心配していたのですが、就職率が高くて安心しました。しかし、今年度はもっと厳しくなると思います。宮本委員も仰ったように地域性の偏りとか学校によつての就職率の違いがあるかと思います。就職指導員の配置等の予算を組んでいただきたいと思います。

【井手高校教育課長】

就職指導に関しては、進路支援コーディネーターを10校10人、就職指導員を42校42人配置し、強化しておりますが、これは全て拠点校方式という位置付けで、必要に応じて周辺の学校に派遣するという事です。高校教育課としても就職支援の強化が必要な学校には目配りをして、そこに必要な支援を行うということをしており、今年度も取りこぼしのないように取り組んでまいります。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本報告については、終了いたします。

続きまして報告（2）「公益財団法人福岡県スポーツ振興センター経営状況について」を鶴体育スポーツ健康課長、お願いします。

○報告（2） 公益財団法人福岡県スポーツ振興センター経営状況について

【鶴体育スポーツ健康課長】

公益財団法人福岡県スポーツ振興センター経営状況について御報告いたします。配布しております資料は、同財団の事業内容や収支の状況、令和3年度予算を記載したものでございます。財団の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、県議会に報告することとされておりますことから、今日4日に開会いたしました6月定例県議会に提出したところでございます。それでは、当課が所管しております公益財団法人福岡県スポーツ振興センター経営状況報告について、御説明いたします。

＜鶴体育スポーツ健康課長が資料に沿って説明＞

【鶴体育スポーツ健康課長】

御説明は以上でございます。今後も、福岡県スポーツ科学情報センターや総合プール、総合射撃場の管理・運営負担、本県体育スポーツ活動の更なる振興を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

【吉田教育長】

それでは本案件について御意見や御質問をお願いいたします。

【宮本委員】

令和2年度は収入が例年の半分くらいになっているようです。そして5月19日まで閉館していた、その後も人数や時間を制限していたということですが、その辺りを考慮して、例年の半分くらいの収入であることは妥当であるとお考えですか。

【鶴体育スポーツ健康課長】

休館期間以外で、開館後でも、競技団体については大会の中止等も多くありまして、利用料金や利用者の増が見込めなかったのが現状であります。with コロナという1年間でありましたが、その中では妥当な数字であると考えております。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【久保委員】

令和2年度の利用者数は各3施設とも半減していますが、スポーツ科学情報センターや総合プールは、それでもかなりの人数が利用しています。各施設のコロナウイルス感染症対策や実際にコロナウイルス感染の事例の有無を教えてください。

また、総合プールについて、令和元年度と平成30年度の利用者数は変わらないのですが、利用料金収入が3分の1程度減っておりますが、なぜでしょうか。

【鶴体育スポーツ健康課長】

まず各施設のコロナ対策についてですが、利用者の出入口の制限、通常2カ所もしくは3カ所入退場機がありますが、これを1カ所に制限しております。そして、入場時に必ず検温をしております。また、利用者の氏名や連絡先等を記入いただく連絡カードを作成し、感染があった際の2次感染を防ぐような連絡体制を取っております。また、利用者や職員に対しては手指の消毒、競技中を除くマスク着用の義務付け、さらには更衣室の使用禁止や入場制限、観客席の人数制限等を行ったところでございます。

以上のような対策もありまして、各施設におけるコロナ感染につきましては、発生しておりません。

次に、総合プールの令和元年度と平成30年度の利用料金収入の比較でございます。利用者数は変わりませんが、利用料金収入が大きく減った理由につきましては、利用料金が高く設定されている大会やイベントが令和元年度に少なかったためであります。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【前田委員】

質問が2点ありまして、まず資料6ページの過年度損益修正益について、過年度未払金誤計上の修正が50万円とありますが、これはどのような理由でしょうか。また、7ページの基本財産運用益について、前年度が41,586千円で当年度は0円ということですが、これはなぜでしょうか。

【鶴体育スポーツ健康課長】

まず資料6ページの中段の過年度未払金誤計上の修正の50万円については、基金の大会助成のメニューの中のもので令和元年度テニス大会に50万円の助成を予定しておりましたが、コロナの影響で中止になったものでございます。これが出納の閉鎖後に助成金の戻りがあったので、結果、令和2年度の収入に反映をしたということですので。

次に7ページの上段の基本財産運用益41,586千円は、スポーツ振興基金の利息でございます。これが令和3年度から基金がスポーツ振興センターに移管したことにより、令和3年度は0円という計上となっております。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本報告については、終了いたします。

続きまして報告（３）「公益財団法人福岡県教育文化奨学財団経営状況について」を 中嶋社会教育課長、お願いします。

○報告（３） 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団経営状況について

【中嶋社会教育課長】

それでは御説明いたします。

<中嶋社会教育課長が資料に沿って説明>

【中嶋社会教育課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

【吉田教育長】

説明は終わりました。それでは本案件について御意見や御質問をお願いいたします。

【木下委員】

10ページの奨学金返還の回収率について、60.94%とありますが、これは本来100%になっていなければならないものが、回収率60.94%に留まるという理解でよろしいでしょうか。

【井手高校教育課長】

資料にありますとおり、返還義務額が約67億円に対して返還額が約41億円ということで、回収率は60.94%ということです。返還義務額は返還しなければならない額ですので、本来100%回収されなければならないということになります。

【木下委員】

学生や若者の貧困が問題になっていますが、そもそもの返還額が月々あたり高い金

額になっているのではないのでしょうか。月々の返還額を低く設定する等の手立てを考えなければならぬように考えます。一旦滞納すると滞納の状態に慣れてしまいかねないので、月々払える範囲で払っていく方がよいのではないかと思います。

【井手高校教育課長】

まず国公立で1ヶ月1万円の奨学金を3年間借りた場合、高校卒業後9年間で返済することになります。その場合、1ヶ月あたり3,300円程度、年間で約4万円程度の返済となります。

次に私立で1ヶ月3万円を高校3年間借りた場合、ルールとしては12年間で返済することになっております。その場合、1ヶ月7,500円、年間9万円の返済となります。猶予をする条件として大学進学や家計の急変等があり、資料2ページの返還義務額の67億円は、全体の額から猶予を引いた額となります。冊子13ページについて、今回の返還義務額67億円というのは、返還義務額③の一番下の合計欄です。これに対して60.94%の回収率となっております。その前に猶予等額②というところで、必要な方々には猶予措置を行っております。その額が約11億円です。

【木下委員】

特に私立の場合の1ヶ月7,500円という返済額は、なかなか厳しいのではないかと考えます。私立の場合も、せめて国公立と同じくらいの金額にして返済期間を長くするとか、何か少しずつでも継続的に払わなければいけないという意識を持たせることが大事であると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

【井手高校教育課長】

財団のほうともよく実情を聞いて、何か方策が立てられるかどうか今後の課題とさせていただきます。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【堤委員】

概要版4ページの一番下に貸倒引当金繰入額が今年度0円ですが、6ページに貸倒金戻入が2億4390万円程度ですが、今まで溜まってきていたものを戻して今年度は必要ないという解釈でよろしいでしょうか。

また、4ページの需用費が前年度より1,300万円増となっており、光熱水費、修繕費、消耗品等と書いてあります。休館等で運営そのものは縮小していたと思いますが、光熱費は増えないと思います。修繕費が発生したのでしょうか。

【井手高校教育課長】

まず貸倒引当金の仕組みは全体の貸付金額に応じて引当金が変わってくるようになります。今回は、貸付金の額が、約361億円が342億円で減少しております。これは貸している金額よりも返ってきた金額が多かったので、財団が持っている債権額が361億から342億に約19億円減少しています。これに伴って当然ながら貸倒引当金も減るということで、貸倒引当金は約29億円から約27億円で約2億円程度減少しています。そして、2億円程度減少しましたので、貸倒引当金を減らして一般会計に戻した、ということになります。これが概要版の6ページの貸倒引当金戻入です。全体の債権額が減ったので、貸倒引当金を減らしました、というのが、この243,995,271円でございます。

【堤委員】

貸与金額が少なかったということですか。

【井手高校教育課長】

貸与金額が26億円、それに対して返還が45億円ありました。よって全体の貸付金が19億円減っております。その差し引きです。それに伴って引当金も減ったという構図になっています。

【堤委員】

一概には言えないかもしれませんが、流れとしては戻りが多いということは、全体的に貸出が減ってきているということですよ。奨学金が借りられなくなっているわけではないのですね。

【井手高校教育課長】

はい。

【中嶋社会教育課長】

次に需用費の件ですが、御指摘のとおり光熱水費等は、科学館が臨時休館しておりましたので、実績額として減っております。増えている要因は、学生会館や科学館の修繕工事、こういったものが需用費として計上しますので、その分が増加の要因となっております。

【堤委員】

やはりそうですよね。修繕費が光熱水費等が減った分を上回っているということで

すね。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【前田委員】

福岡県学生会館について、定員が150名のうち入館者数合計が130名となっており、今年度124名が入館を希望し、84名しか入れなかった。入館するための条件があるのでしょうか。

【井手高校教育課長】

入館者については、選考委員会というものを設けており、選考を行っております。中身は家計の状況でありますとか、学業の成績、それらを総合的に判断するという事になっております。

全体の定員は150人でございます、今回130人ですので、87%が埋まっている状況でございます。

【前田委員】

入館出来なかった方は、非常に残念だったと思います。87%が埋まっているということですが、家計や成績の要件を満たさなければ入館できないのでしょうか。

【中嶋社会教育課長】

学生会館の選考をしました時に、124名の応募に対して今回の募集の枠である84名の決定をしております。しかし、決定後、進学や進路変更等の理由で入館辞退が出る場合がございます。結果として、入館の枠が空いているという状況です。このような場合、選考で85番目以降の方に対して繰り上げの連絡も行っております。繰り上げの連絡もした上で、枠が空いているという状態でございます。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本報告について終了とさせていただきます。続きまして第23号議案「福岡県指定文化財の指定について」明永文化財保護課長、お願いしま

す。

○第23号議案 福岡県指定文化財の指定について

【明永文化財保護課長】

福岡県指定文化財の指定について御説明いたします。

<明永文化財保護課長が資料に沿って説明>

【明永文化財保護課長】

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【吉田教育長】

それでは本案件について御意見や御質問をお願いいたします。

【宮本委員】

7ページについて、岡山県が国指定で、福井県が県指定となっておりますが、国指定の岡山と何が違うのでしょうか。また、どのような要件があれば国の指定となるのでしょうか。

【明永文化財保護課長】

この案件につきましては、文化庁も現地の視察を行っておりまして、その結果、国の指定にもなり得る重要な案件だという意見を伺っております。しかし、国の指定にする場合、地下の水源も含めて広大な範囲を指定する必要があるという国の見解があります。本案件は、国有林の中に所在いたしますが、ここを管理しております林野庁の九州森林管理局に確認したところ、現段階では広域な指定について同意することは難しいという御意見でございました。しかし、狭い範囲であれば指定の同意は可能ではないか、ということでありましたので、国の指定は難しいですが、指定の範囲を狭めた上で、県の天然記念物に指定したいと考えております。

【吉田教育長】

他にございませんか。

【前田委員】

7ページについて他県の空洞型貯留槽モデルに対し福岡県の裂罅^{れっか}型帯水槽モデルの違いは何でしょうか。

【明永文化財保護課長】

空洞型貯留槽モデルが他県で複数ございます。ストーブに灯油を入れるところを想像していただきたいのですが、赤いポンプを押しますと灯油がしばらく流れ続けると思いますが、これは途中空気が入らないためにそのまましばらく流れ続けるという単純な構造であり、この空洞型貯留槽モデルというものでございます。

裂罅^{れっか}型帯水槽モデルは広大な石灰岩質の地層に多数の亀裂が入っておりまして、その亀裂の中に水が溜まっているということです。水が溜まって流れるだけではなく、地球の潮汐の引力による影響がポンプの力の代わりになって水を湧き出すといった複雑な構造になっております。

7ページの間歇性周期にあるように、他は長くても数時間ですが、この満引の潮は長くても3週間、最大で100日程度は出てこないという複雑な構造であることが他とは違う特徴です。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようでございますので、第23号議案については可決とさせていただきます。

以上を持ちまして本日の会議は終了でございます。これで教育委員会会議を終了いたします。

(15:02)